

第53回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R5.5.2) 結果

新型コロナウイルス感染症を国が令和5年5月8日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の「5類感染症」に位置付けること及び政府対策本部を廃止する決定をしたことを受け、埼玉県では令和5年3月13日から当面の間としていた、県民・事業者の皆様への協力要請等の期間を令和5年5月7日までとするとともに、埼玉県の対策本部を廃止することとしました。

本市としても令和5年3月13日から当面の間としていた以下の取扱いを令和5年5月7日までとし、対策本部を令和5年5月8日に廃止とします。

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期間】 令和5年5月7日(日)まで

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

ただし、マスクの着用については、令和5年3月12日で終了。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

(2) 市施設(屋内施設及び屋外施設)の取扱い

【期間】 令和5年5月7日(日)まで

施設については、徹底した感染防止対策を講じるとともに、主催者などに対して感染防止対策の徹底を引き続き要請する。

ただし、マスクの着用については、令和5年3月12日で終了。

2 「マスクの着用」の考え方について

令和5年3月13日から当面の間としていた、基本的対処方針に基づくマスク着用の考え方は、令和5年5月7日までの取扱いとします。

「マスクの着用」の考え方について

○ マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。なお、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

○ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨します。

・ 医療機関受診時

・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※)に乗車する時(当面の取扱い)

※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

- 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えてください。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用してください。
- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨します。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ますが、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意してください。